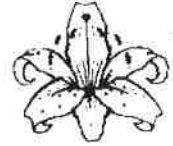


# 神奈川県公報



県の花：山ゆり

平成30年1月9日(火曜日)

定期第2951号

目次	ページ	予算の議決(総務・財政課)	7
○告示		公共測量の実施通知(2件)(県土整備・建設業課)	10
漁船損害等補償法の規定による同意を求めるための届出(環境農政・水産課)	7	コケチバス等の生体持ち出し及び再放流の禁止(内水面漁場管理委員会)	10
○公告			

特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告以外の入札公告は、各発注機関がかながわ電子入札共同システム(URL <http://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp>)の入札情報サービスシステムに掲載します。なお、特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告は、県公報に掲載します。

## 告 示

### 神奈川県告示第7号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、1のとおり漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるための届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書は、平成30年1月9日から同月23日までの間、2の場所に備え置いて縦覧に供する。

平成30年1月9日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

#### 1 届出事項

加入区	発起人の住所及び氏名	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合
横浜加入区	横浜市金沢区能見台6-29の2 黒川 和彦 同 中区本牧原35の8 落合 延光	横浜市漁業協同組合

#### 2 指定漁船調書の縦覧の場所

加入区	縦 覧 の 場 所
横浜加入区	横浜市金沢区柴町397 横浜市漁業協同組合事務所

## 公 告

平成29年第3回神奈川県議会定例会における平成29年12月21日の会議で議決された平成29年度神奈川県一般会計及び同特別会計の補正予算は、次のとおりです。

平成30年1月9日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

### 平成29年度神奈川県一般会計補正予算(第4号)

平成29年度神奈川県一般会計の補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億2,739万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1兆9,449億8,954万8千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費追加」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為追加」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債変更」による。

第1表 歳入歳出予算補正

毎週火曜日及び金曜日発行

この公報は再生紙を使用しています

購読料  
一箇月 二、九三〇円 一箇年 三三、一六〇円  
(消費税・地方消費税・送料込み)  
本号一部三四一円(消費税及び地方消費税込み)

発行  
横浜市 中区 日本大通一  
神奈川県政策局政策部政策法務課  
電話横浜(〇四五)二一〇一一一一

印刷  
横浜市鶴見区矢向三一五―二七  
野崎印刷紙器株式会社  
電話横浜(〇四五)五七一―三五〇八

歳 出 合 計

484,138

89,817

573,955

第2表 地方債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
(民生債) 母子父子寡婦福祉資金貸付金	59,878	借入先 厚生労働省 借入方法 普通貸借又はその他 借入時期 平成29年度	無利子	償還期間 貸付業務を廃止したとき、 ただし、財政の都合により繰上償還 することができる。 償還財源 貸付返納金又はその他

測量法第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、三浦市長から次のとおり公共測量を実施する旨通知がありました。

平成30年1月9日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 測量の種類

公共測量（航空写真撮影）

2 測量の地域

三浦市全域

3 測量の期間

平成29年12月20日から平成30年3月30日まで

測量法第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、厚木市長から次のとおり公共測量を実施する旨通知がありました。

平成30年1月9日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 測量の種類

公共測量（一級水準測量）

2 測量の地域

厚木市内（戸田、酒井、岡田、船子、愛甲、恩名、中町、旭町、田村町、水引及び松枝）

3 測量の期間

平成29年12月18日から平成30年3月30日まで

かしたまま採捕した水域から持ち出し、又は採捕した水域に再び放してはならない。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- ア オオクチバスを芦ノ湖において採捕した者が、これを芦ノ湖に再び放す場合
- イ 公的機関が試験研究の用に供する場合
- ウ 神奈川県内水面漁場管理委員会が必要と認めた場合

2 指示期間

平成30年2月1日から平成31年1月31日まで

神奈川県内水面漁場管理委員会指示第4号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定により、水産動物の保護を図るため、次のとおり指示する。

平成30年1月9日

神奈川県内水面漁場管理委員会

会長 井 貫 晴 介

1 指示内容

- (1) コクチバスを県内の内水面（河川、湖沼及びこれと接続して一体を成すため池、水路等）において採捕した者は、これを生かしたまま採捕した水域から持ち出し、又は採捕した水域に再び放してはならない。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- ア 公的機関が試験研究の用に供する場合
- イ 神奈川県内水面漁場管理委員会が必要と認めた場合
- (2) オオクチバス又はブルーギルを県内の内水面における共同漁業権の設定された漁場において採捕した者は、これらを生